

「和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）」 骨子案

1. 背景・目的

本県では、中小企業者等が円滑に資金調達できるように、和歌山県中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）を設けており、コロナ禍において、国の資金を活用したゼロゼロ融資（実質無利子・無担保融資）をはじめとした資金繰り支援を行ってきた。そのゼロゼロ融資の返済が本格化し、また、原油価格や物価高騰等の影響により、中小企業者等は依然として厳しい状況にある。

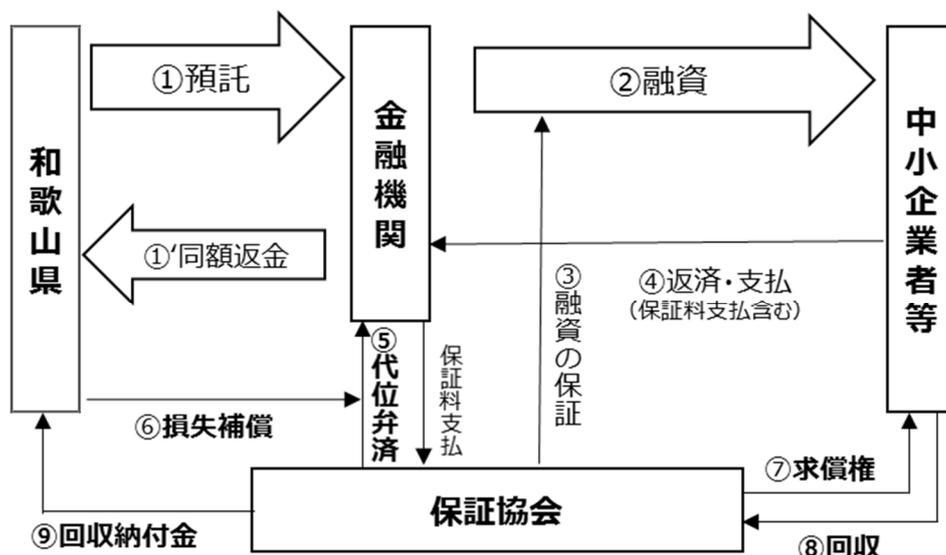
このような中、国から中小企業者等の事業再生・再チャレンジに対し機動的に対処できるよう、知事が損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄を行うことができる標記条例の制定について、各地方公共団体に要請が行われている。

本県では、これらの状況等を踏まえ、今後資金繰りに窮する中小企業者等の増加が見込まれることや南海トラフ地震などの大規模災害に対する備えが重要であることに鑑み、中小企業者等の早期再生に資する仕組みを整える必要性が高まってきたことから、標記条例の制定を検討している。

2. 融資制度の概要

県内の中小企業者等が、必要な資金を円滑に調達できるように、県と金融機関、和歌山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が協力して融資を行っている。

【融資制度フロー図】



※ 「⑤代位弁済」、「⑥損失補償」、「⑦求償権」、「⑧回収」、「⑨回収納付金」について

融資制度において中小企業者等が返済不能となった際、保証協会は金融機関への返済を肩代わり（代位弁済）し、代位弁済分を中小企業者等へ請求する権利（求償権）を取得する。

県は、保証協会に対し代位弁済の一部を損失補償するため、保証協会の求償権に対し、回収納付金を受け取る権利を有する。

3. 条例の概要

融資制度において、保証協会から求償権放棄の申出があった場合、以下の再生計画(※)に基づくもので、知事が認めた時は、求償権放棄を承認し回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

この手続により、増大する債務に苦しむ中小企業者等の事業再生・再チャレンジ支援を迅速に行うことができるため、雇用の維持・確保等の地域経済の振興に資する。

※ 回収納付金を受け取る権利を放棄する対象となる再生計画

権利放棄について公正中立な客観的判断が必要なため、国が示している公的機関やガイドラインにより策定された再生計画のみを対象とする。

- (1) 中小企業活性化協議会(※1)等の支援を受けて策定された事業再生に関する計画
- (2) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(※2)等に基づき策定された事業再生に関する計画
- (3) 特定調停・民事調停、特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業再生に関する計画

※1 産業競争力強化法の規定に基づき、国がすべての都道府県に設置しており、中小企業者等の事業再生・再チャレンジに向けた支援や、財務的安定のため収益力改善など、幅広い経営課題に対応する機関

※2 全国の金融機関関係者、弁護士等の学識者、金融庁や中小企業庁等の国の機関が構成メンバーとなって策定された債務整理の指針となるガイドライン。災害救助法の適用を受けた自然災害の影響により、法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う準則として取りまとめられたもの。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務者をガイドラインの適用対象とする特則が追加されている。